

## 研究データの保存・管理・開示の方法に関するガイドライン

2018.3.12

### 1 対象となる研究データ

(1) 本ガイドラインの対象となる研究データは、本学での研究活動に係る実験データ又は個人情報を含むデータであって、論文や報告など、研究成果発表のもととなったものをいう。

(2) 実験データには、実験ノート、数値データ、画像、試料及び装置などのデータを含む。

### 2 研究データの保存義務

(1) 研究データは、それを生み出した研究者自身が責任をもって保存・管理するものとする。

(2) 研究者は、後日の利用・検証に堪えるよう実験データを適正に保存しなければならない。

(3) 研究データのうち、実験データの保存期間は当該論文等の発表後 10 年とする。ただし、資料や標本などの有体物については、保管スペースなどの制約があるなどやむを得ない事情がある場合は、保存期間を 5 年とする。

(4) 研究者は、個人情報を含むデータの保存、廃棄に際しては、当該個人情報が流出しないよう特に留意しなければならない。

### 3 研究倫理委員長への届け出

(1) 研究者は、①保存・管理している研究データの名称、②その研究データを用いた論文や報告の名称、媒体、発表日、及び③研究データの保管場所を、研究成果発表後速やかに研究倫理委員長に届け出なければならない。

(2) 研究倫理委員長は、前項の届出があったときは、これを研究データ保存台帳に記載し、10 年間保存しなければならない。

(3) 研究倫理委員長は、研究データ保存台帳に基づいて、研究データが適正に保存・管理されているかを、毎年度確認するものとする。ただし、特に必要と認めるときは、年に複数回確認することを妨げない。

(4) 研究者は、前項の確認に協力しなければならない。

### 4 データの開示

(1) 研究データ保存台帳の開示請求があったときは、研究倫理委員長は、教授会の承認を得て開示する。

(2) 研究データの開示の請求があったときは、当該研究者は原則として、これを開示しなければならない。ただし、研究継続中であるなど、開示できない特段の事情があるときはこの限りでない。

#### 附則 本ガイドラインの施行日

本ガイドラインは、2018 年 3 月 12 日から施行する。

#### 附則 本ガイドラインの施行日

本ガイドラインは、令和 2 年 9 月 3 日から施行する。